

# 吉川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱

令和2年6月19日

吉川市告示第161号

## (目的)

第1条 この要綱は、高等学校等を卒業していないひとり親家庭の親等が、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する高卒認定試験の対策講座の受講費用の一部を給付金として支給することにより、ひとり親家庭の親等の学び直しを支援し、ひとり親家庭の自立や生活の安定を図ることを目的とする。

## (支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者（以下「ひとり親家庭の親」という。）及び当該ひとり親家庭の親と生計を同じくする20歳未満の児童（以下「対象児童」という。）であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 市内に住所を有していること。

(2) ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は前々年とする。）の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給が制限される額（以下「支給制限額」という。）未満（ひとり親家庭の親の配偶者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は前々年とする。）の所得及びそのひとり親家庭の親の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭の親と生計を同じくするものの前年（1月から7月までの間に申請する場合は前々年とする。）の所得が支給制限額未満である場合に限る。）であること。

(3) 給付金の支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する大学に入学することのできる者でないこと。

(5) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成27年4月10日付け雇児発0410第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく給付金を受給したことがないこと。

（対象講座）

第3条 給付金の対象講座（以下「対象講座」という。）は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）のうち、市長が認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、給付金の支給対象者としなない。

（給付金の種類）

第4条 給付金の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するもの

(2) 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するもの

（受講修了時給付金の額）

第5条 受講修了時給付金の支給額は、対象講座の受講のために支払った費用に10分の4を乗じて得た額とする。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金を支給しないものとする。

2 前項に規定する受講修了時給付金の額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（合格時給付金の額）

第6条 合格時給付金の額は、対象講座の受講のために支払った費用に10分の2を乗じて得た額とする。ただし、受講修了時給付金と合格時給付金の合計が15万円を超える場合の合格時給付金の額は、15万円から受講修了時給付金の額を差し引いた額とする。

2 前項に規定する合格時給付金の額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（事前相談の実施）

第7条 対象講座を受講することを予定しているひとり親家庭の親及び対象児童は、給付金の支給について市長に事前相談をすることができる。

(対象講座の指定)

第8条 給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親（以下「申請者」という。）は、当該申請者又は対象児童が受講しようとする講座について、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給対象講座指定申請書（様式第1号。以下「給付金支給対象講座指定申請書」という。）に次の書類を添えて市長に提出し、受講を開始する日前に対象講座の指定を受けなければならない。ただし、本市が保有する公簿等により確認できる書類にあつては添付を省略することができる。

(1) 申請者及び対象児童の戸籍謄本

(2) 申請者、対象児童及び同居している扶養義務者の世帯全員の住民票の写し

(3) 申請者が児童扶養手当の支給を受けている場合は、当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し

(4) 申請者が児童扶養手当の支給を受けていない場合は、市区町村長が発行する当該申請者及び同居している扶養義務者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は前々年とする。）の所得の額等の証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による給付金支給対象講座指定申請書を受理した場合、支給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行った場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給対象講座指定通知書（様式第2号。以下「給付金支給対象講座指定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(受講修了時給付金の支給)

第9条 申請者は、受講修了時給付金の支給を受けようとするときは、受講修了日から起算して30日以内にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書（様式第3号。以下「給付金支給申請書」という。）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、本市が保有する公簿等により確認できる書類にあつては、添付を省略することができる。

(1) 申請者及び対象児童の戸籍謄本

(2) 申請者、対象児童及び同居している扶養義務者の世帯全員の住民票の写し

(3) 申請者が児童扶養手当の支給を受けている場合は、当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し

- (4) 申請者が児童扶養手当の支給を受けていない場合は、市区町村長が発行する当該申請者及び同居している扶養義務者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は前々年とする。）の所得の額等の証明書
- (5) 給付金支給対象講座指定通知書の写し
- (6) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を証明する書類
- (7) 受講施設の長が、対象講座の受講のために支払った経費について発行した領収書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の給付金支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに給付金支給の可否及び支給する場合における給付金の額を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行った場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給決定通知書（様式第4号。以下「給付金支給決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（合格時給付金の支給）

第10条 申請者は、合格時給付金の支給を受けようとするときは、文部科学省から送付された合格証書に記載された日から起算して40日以内に給付金支給申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、本市が保有する公簿等により確認できる書類にあつては、添付を省略することができる。

- (1) 申請者及び対象児童の戸籍謄本
- (2) 申請者、対象児童及び同居している扶養義務者の世帯全員の住民票の写し
- (3) 申請者が児童扶養手当の支給を受けている場合は、当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し
- (4) 申請者が児童扶養手当の支給を受けていない場合は、市区町村長が発行する当該申請者及び同居している扶養義務者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は前々年とする。）の所得の額等の証明書
- (5) 給付金支給対象講座指定通知書の写し
- (6) 文部科学省が発行する合格証書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の給付金支給申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに給付金支給の可否及び支給する場合における給付金の額を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行った場合には、給付金支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、支給の決定を取り消し、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年6月19日から施行し、この告示による改正後の吉川市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新要綱第5条第1項及び第6条第1項の規定は、令和2年4月1日以後に修了した講座について適用し、令和2年3月31日までに修了した講座については、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給対象講座指定申請書

年 月 日

（宛先）吉川市長

下記の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の対象講座の指定を申請します。

1 申請者氏名	(フリガナ) ..... 印	生年月日	年 月 日
2 対象児童氏名（受講者が 20歳未満児童の場合）	(フリガナ) .....	生年月日	年 月 日
3 住 所	吉川市		
4 電話番号			
5 受講施設の名称			
6 講座の名称			
7 受講科目			
8 試験を免除できる科目			
9 受講期間（予定）	受講開始日 受講修了日 年 月 日 ～ 年 月 日		
10 所要費用（予定）	入学料 円、受講料 円 合 計 円		
11 受給の有無	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に基づ く給付金を受給したことが ある ・ ない		
12 児童扶養手当の受給 確認欄	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを確認した。 確認日 年 月 日（担当者） 印		
備 考			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、対象講座の受講について支払う入学料及び受講料です。(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。)
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額(10万円を限度)です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額(ただし、受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 試験を免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき給付金の額を算定することとなります。
- 6 対象講座の指定後に受講することをやめた場合は、吉川市にその旨を報告してください。
- 7 給付金の支給を受ける際は、給付金支給申請書に添付書類を添えて申請する必要があります。
- 8 「1申請者氏名」欄は、自署の場合に押印を省略することができます。
- 9 「12児童扶養手当の受給確認欄」は、吉川市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

様式第2号（第8条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給対象講座指定通知書

1 申請者氏名	(フリガナ) .....	生年月日	年 月 日
2 対象児童氏名	(フリガナ) .....	生年月日	年 月 日
3 住 所	吉川市		
4 受講施設の名称			
5 講座の名称			
6 受講科目			
7 試験を免除できる科目			
8 受講期間（予定）	受講開始日 受講修了日 年 月 日 ～ 年 月 日		

年 月 日付けで申請のありました、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給対象講座指定申請書について審査した結果、上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

吉川市長





(注意)

- 1 支給の対象となるのは、対象講座の受講について支払う入学料及び受講料です。  
(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。)
- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額(10万円を限度)です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額(ただし、受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。
- 3 試験を免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 4 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき給付金の額を算定することとなります。
- 5 対象講座の指定後に受講することをやめた場合は、吉川市にその旨を報告してください。
- 6 給付金の支給を受ける際は、給付金支給申請書に、この通知を含む添付書類を添えて申請する必要があります。

様式第3号（第9条、第10条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書

年 月 日

（宛先）吉川市長

受講修了時給付金・合格時給付金 の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 申請者氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日
	印		
2 対象児童氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日
3 住所	吉川市		
4 電話番号			
5 受講施設の名称			
6 講座の名称			
7 受講期間	受講開始日		受講修了日
	年 月 日	～	年 月 日
8 所要費用	入学料	円	受講料
	合計	円	円
9 申請者名義の 金融機関口座	金融機関名		本・支店名
	(金融機関コード) ( )	(店番) ( )	
	口座番号		
口座名義 (カタカナ)			

(注意)

- 1 「1 申請者氏名」欄は、自署の場合に押印を省略することができます。
- 2 受講修了時給付金の支給申請の期限は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 3 合格時給付金の支給申請の期限は、合格証書に記載されている日から起算して40日以内です。なお、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に、支給することができます。
- 4 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学料、受講料を記入してください。

年 月 日

様

吉川市長



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給申請書について審査した結果、下記のとおり、決定したので通知します。

記

- 1 支給の可否            可 ・ 否
  
- 2 給付金の種類        受講修了時給付金 ・ 合格時給付金
  
- 3 給付金の額            金                            円